

大島商船高等専門学校における資格取得等及び外部教育施設において修得した授業科目に係る学修による単位認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第14条の4及び第14条の5の規定に基づき、資格取得等及び外部教育施設において修得した授業科目に係る学修（以下「特別学修」という。）による単位修得の認定に関し、必要な事項を定める。

(特別学修)

第2条 大島商船高等専門学校において教育上有益と認める特別学修は、別表のとおりとする。

(特別学修の単位認定申請)

第3条 前条に規定する特別学修により単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修による単位修得認定願（別紙様式）に成果を証明する書類を添付のうえ、校長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、学年末成績会議の1週間前までに行うものとする。ただし、第5学年の学生にあっては、5年成績会議の1週間前までに申請しなければならない。

(単位認定)

第4条 前条の規定により申請があった特別学修について、教務委員会の議を経て校長が単位の修得を認定する。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、別表の認定単位数とする。ただし、既に下級の資格取得により単位修得の認定を受けている場合であって上級の資格取得により認定することができる単位数は、別表の追加認定単位数とする。

3 外部教育施設の授業科目修得により認定することができる単位数は、それぞれの教育施設の定める当該科目の単位数とする。ただし、第3学年以下の学生が学修単位に相当する科目を修得した場合の単位数は、教務委員会の議を経て決定する。

(成績評価及び指導要録への記載)

第5条 認定された単位数は、指導要録の「学習の記録」欄に特別学修を修めた年度の学年欄に資格等の種類及び級を記載するものとする。ただし、評価は記入しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、外部教育施設において修得した授業科目の評価は、当該科目を提供した教育施設の評点をもって、大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則（以下「進級規則」という。）第10条第1項に規定する評語により記入する。ただし、席次決定の要因には含めないものとする。

(単位算入の区分)

第6条 認定された単位を学則第14条の3に規定する全課程修了の認定に必要な単位数に算入する場合は、特別学修の種類に応じて別表に掲げる単位算入の区分によるものとする。

(修得累計単位数への算入)

第7条 認定された単位数は、進級規則第14条第2号に規定する修得累計単位数に含めることができるものとする。

2 学則第14条2項に規定する授業科目への読み替えは行わない。

(原級留置した場合の認定単位の取扱い)

第8条 認定された単位数は、進級規則第16条の規定にかかわらず、原学年に留まった場合においても有効とする。

附 則

1 この規程は、令和6年3月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この規程の施行により、大島商船高等専門学校における知識及び技能に関する審査における成果に係る学修による単位認定に関する規程（平成19年2月6日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条，第4条及び第6条関係）

取得した資格名等・ 外部教育施設において修得した授業科目		認定 単位数	追加 認定 単位数	単位算入の区分	
				商船系	工業系
実用英語技能検定	準2級	1	—	一般科目	
	2級	3	2		
	準1級	5	2		
	1級	7	2		
技術英語能力検定	2級	1	—	一般科目	専門科目
	1級	2	1		
	準プロフェッショナル	3	1		
	プロフェッショナル	7	4		
CG エンジニア検定※1	エキスパート	2	—	専門科目	
画像処理エンジニア検定※1	エキスパート	2	—	専門科目	
CG クリエイター検定※1	エキスパート	2	—	専門科目	
Web デザイナー検定※1	エキスパート	2	—	専門科目	
マルチメディア検定	エキスパート	2	—	専門科目	
デジタル技術検定 (情報部門)	2級	1	—	専門科目	
	1級	3	2		
デジタル技術検定 (制御部門)	2級	1	—	専門科目	
	1級	3	2		
情報処理活用能力検定	準2級	1	—	専門科目	
	2級	2	1		
	1級	3	1		
情報活用試験・ 情報システム試験	情報活用試験1級	1	—	専門科目	
	情報システム試験 (プログラマ認定)	2	1		
	情報システム試験 (システムエンジニア認定)	3	1		
実用数学技能検定	準2級	1	—	一般科目	
	2級	2	1		
	準1級	3	1		
	1級	5	2	専門科目	
外部教育施設において修得した授業科目		※2	—	※3	

※1 認定できる単位数は合わせて4単位までとする。

※2 認定できる単位数は第4条第3項に規定するとおりとする。

※3 修得した科目ごとに，教務委員会の議を経て決定する。

別紙様式

特別学修による単位修得認定願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年

氏名

下記のとおり特別学修を修めましたので、単位修得を認定くださいますようお願いいたします。

記

1. 単位の認定を願い出る特別学修

	実用英語技能検定	級
	技術英語能力検定	級
	CG エンジニア検定	エキスパート
	画像処理エンジニア検定	エキスパート
	CG クリエイター検定	エキスパート
	Web デザイナー検定	エキスパート
	マルチメディア検定	エキスパート
	デジタル技術検定	部門 級
	情報処理活用能力検定	級
	情報活用試験	1 級
	情報システム試験	認定
	実用数学技能検定	級
	外部教育施設における学修 大学等名 () 科目名 () シラバスに記載された単位数 (単位)	

※該当する資格等の左欄に○を付け、右欄に級等を記載すること。
※外部教育施設において修得した授業科目は、中央欄に必要事項を記載すること。

2. 添付書類

特別学修の成果を証明する書類（写）